

平成28年度 短期給付等の制度改正について

○傷病手当金・出産手当金の算定方法が変更となりました

傷病手当金及び出産手当金を計算する際、平成27年度までは給付対象月の標準報酬月額を用いていましたが、平成28年度からは、原則として支給開始前1年間の標準報酬月額の平均額を基に給付日額を計算することになりました。

変更前	給付日額 = $\left[\text{給付対象月の標準報酬月額} \right] \times \frac{1}{22} \times \frac{2}{3}$
変更後	給付日額 = $\left[\text{支給開始日の属する月以前の継続した12ヵ月の標準報酬月額を平均した額} \right] \times \frac{1}{22} \times \frac{2}{3}$ ※支給開始日以前の期間が12ヵ月に満たない場合は、次のいずれか少ない方の額を使用して計算します。 ①支給開始日の属する月以前の継続した各月の標準報酬月額を平均した額 ②前年度の9月30日（平成28年度においては平成27年10月1日）時点の全組合員の平均標準報酬月額

○標準報酬月額の最高等級等が引き上げられました

短期及び福祉事業に係る掛金の算定及び給付の基礎となる標準報酬月額の最高等級が平成28年度から引き上げられ、下表のとおり新たな等級が追加されました。このため平成28年3月に報酬月額が1,235,000円以上の方については、4月から改正後の標準報酬月額に変更となりました。

また、標準期末手当等の額の年間上限額についても540万円から573万円に引き上げられました。

《改正前》

等級	標準報酬月額	報酬月額
第43級	1,210,000円	1,175,000円以上

《改正後》

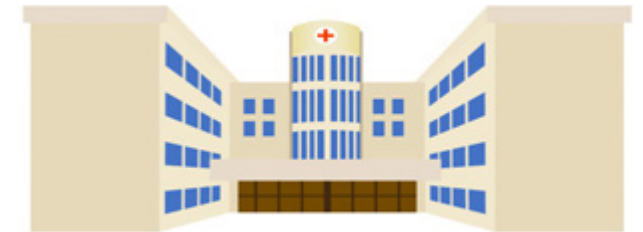
等級	標準報酬月額	報酬月額
第43級	1,210,000円	1,175,000円以上 1,235,000円未満
第44級	1,270,000円	1,235,000円以上 1,295,000円未満
第45級	1,330,000円	1,295,000円以上 1,355,000円未満
第46級	1,390,000円	1,355,000円以上

○紹介状なしで大病院等を受診する場合に定額負担が必要になりました

医療機関の役割分担を進める目的で、平成28年度から紹介状なしで特定機能病院や500床以上の大病院等を外来で受診する場合には、原則としてこれまでの自己負担に加え、定額負担が必要になりました。

定額負担の最低金額は、初診時に5,000円（歯科は3,000円）、再診時に2,500円（歯科は1,500円）となります。

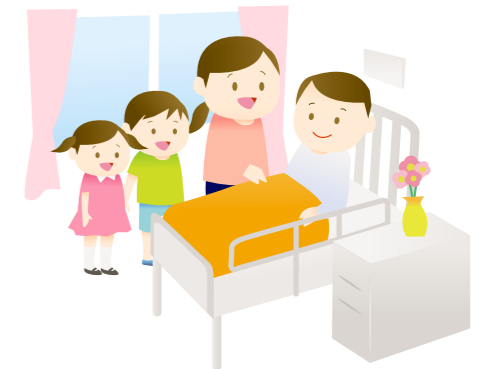
※緊急その他やむを得ない事情などがある場合には、定額負担を求められないこともあります。



○患者療養申出制度が創設されました

困難な病気とたたかう方の申出に基づき、国内では未承認の薬や医療技術等を保険外併用療養費の対象にすることで治療の選択肢を拡大する仕組みです。

患者がかかりつけ医などと相談し、保険外の最先端医療技術を保険診療と併用することを希望した場合、国や医療機関等で迅速に安全性や有効性、実施計画等の審査が行われ、治療に取り入れやすくなりました。



○任意継続掛金算定に係る標準報酬月額の軽減措置が廃止されます（平成28年7月から）

現行の制度では、一定の要件に該当する組合員の方について、任意継続掛金を算定する際の標準報酬月額が減額される措置がとられていますが、平成28年7月1日以後に退職する方については、この措置が廃止されます。

なお、平成28年6月30日までに退職した任意継続組合員については現行の軽減措置が資格喪失まで適用されます。

	区分	月額掛金の算式
現行	組合員期間が15年以上あり 退職時年齢が55歳以上の方	ア 退職時標準報酬月額 × 0.7 × 掛金率 イ 平均標準報酬月額 × 掛金率
	上記以外の方	ア 退職時標準報酬月額 × 掛金率 イ 平均標準報酬月額 × 掛金率
改正後	すべての方	ア 退職時標準報酬月額 × 掛金率 イ 平均標準報酬月額 × 掛金率

※掛金額は、アまたはイのいずれか低い方の額となります。

※平均標準報酬月額は、毎年9月30日時点の全組合員の標準報酬月額の平均額です。

〈お問い合わせ先〉 共済組合保険課 TEL 029-301-1413